

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月十五日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第三十五号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「総所得金額」の下に「（所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第二十八条第二項の規定により計算した金額及び同法第三十五条第二項第一号の規定により計算した金額の合計額から十万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第二号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第一項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。」を加え、「山林所得金額、同法」を「山林所得金額、地方税法」に改め、「第三十五条の二第一項」の下に「、第三十五条の三第一項」を加え、同条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号の二に規定する控除を受けた者については、三十五万円

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第七条の規定は、令和三年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同月前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例付則第二条第二項に規定する東京都北区規則で定める日を定める規則を公布する。

令和三年四月二十六日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第三十六号

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例付則第二条第二項に規定する  
東京都北区規則で定める日を定める規則

東京都北区介護保険条例の一部を改正する条例（令和二年六月東京都北区条例第  
二十七号）付則第二条第二項に規定する東京都北区規則で定める日は、令和三年三  
月三十一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月三十日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第三十七号

東京都北区会計事務規則の一部を改正する規則

東京都北区会計事務規則（昭和三十九年三月東京都北区規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「、かつ、当該私人（以下「収入事務受託者」という。）に収入事務受託者である旨を証する書類を交付し」を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項ただし書中「うえ」を「上」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 前二項の規定は、第一項の規定による委託の内容の変更又廃止について準用する。

4 区長は、第一項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた私人（以下「収入事務受託者」という。）に、収入事務受託者である旨を証する書類を交付しなければならない。

5 区長は、第一項の規定による委託を廃止したときは、収入事務受託者であつた者から前項の書類を返還させなければならない。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（指定代理納付者の指定）

第四十一条の三区長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十

一条の二第六項に規定する指定代理納付者を指定したときは、その旨を告示しなければならぬ。

2 区長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、第一項の規定による告示の内容の変更又は指定の取消しについて準用する。

第四十九条第三号中「委託金」を「委託料」に改める。

第六十一条第一項第二号を次のように改める。

二 振替口座番号

第六十三条を次のように改める。

第六十三条 削除

第六十五条中「うえ」を「上」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該小切手に付した小切手番号は、使用してはならない。

第六十六条 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月三十日

東京都北区長  
花川與惣太

東京都北区規則第三十八号

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則の一部を改正する規則

勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則（平成六年九月東京都北区規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|           |
|-----------|
| 児童相談所業務手当 |
|-----------|

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則別表の規定は、令和三年四月一日から適用する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年四月三十日

東京都北区長  
花川 與 惣 太

東京都北区規則第三十九号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和二年三月東京都北区規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十七条関係）

| 手当名      | 摘要  |
|----------|---|
| 清掃業務従事手当 |   |
| 感染症接触手当  | <p>特勤規則別表三の項支給範囲の<br/>                 欄の2に該当することにより支<br/>                 給されるものに限る。</p> |

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則別表の規定は、令和三年四月一日から適用する。